

市の物品入札参加者登録のお知らせ

財政課 23・5533

登録営業種目	
一般印刷物作成	冊子・チラシ・伝票等
スチール・木製品販売	机・椅子・ロッカー等
事務用機器販売	パソコン・プリンター・コピー機・デジタルカメラ等
文具類販売	コピー用紙・ファイル・ボールペン等
家電製品販売	テレビ・ビデオ・冷蔵庫・掃除機等
空調機器販売	エアコン等
自動車販売	軽自動車・普通車等
二輪車販売	単車・自転車
自動車車検	自動車車検
車両リース	自動車リース
石油製品	ガソリン・灯油・軽油・A重油
プロパンガス	プロパンガス

申請資格

地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない方

申請日を基準として同種の営業を引き続き1年以上営んでいる方

市税及び市が行う貸付金を滞納若しくは遅延していない方

営業許可等を必要とする業種にあつては当該許可等を受けている方

提出書類

物品入札参加者登録申請書(市指定用紙)

登記簿謄本(法人)又は身分証明書(個人)

印鑑証明書

納税証明書

営業許可書等(必要な場合)

その他市長が必要と認める書類

申請用紙配布

2月3日から

申請期間

3月3日～14日

(土・日・祝日を除く)

登録有効期間

平成15年4月1日～平成18年3月31日まで

市の建設工事入札参加者登録のお知らせ

都市建設課 23・5512

市が発注する建設工事等入札(平成15年度)に参加希望の業者は「入札参加願」を提出してください。

郵送での受付はできません

ん

申請資格

市内に営業所を有する方  
成年被後見人並びに破産者で復権を得ない方でないこと

契約の履行にあたり不正行為をした方、不正な利益を得るために連合した方等に該当すると認められた方で、その事実があつた後2年を経過しない方及びその方を代理人、支配人、その他の使用人または入札代理人として使用する方でないこと

同種の事業を引き続き2年以上営業している方  
市税を完納している方  
その他

提出書類

入札参加願ほか必要書類

申請用紙配布

2月3日から

申請期間

3月3日～20日

(土・日・祝日を除く)

登録業種	
建設工事	建設業法による許可を得ている方で経営事項審査を受けている方
測量	測量法による登録をしている方
建設の設計工事監督を行う方	建築士法による建築士事務所の登録をしている方
その他調査・設計を行う方	その業種にかかる登録をしている方